

災害時等に福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 伊勢市(以下「甲」という。)と株式会社ジェネラス(以下「乙」という。)は、伊勢市内に地震、風水害やその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に際し、緊急の入院加療等を必要としない者で、市が開設した指定避難所では避難生活に支障をきたすなど特別な配慮が必要な在宅の者(以下「丙」という。)が、乙の施設等を福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用の要請)

第2条 甲は、丙が次に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 施設名称 ナーシングホーム マリモ
(伊勢市小俣町相合 1271 番地 1)

(協力の受諾)

第3条 乙は、甲から第2条に定められた協力の要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

(要請の手続等)

第4条 甲は、第2条の規定により施設等の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 丙の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 丙の身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(丙の移送)

第5条 乙は、甲の依頼があった場合は、丙を第2条に規定する施設まで、移送を行うよう努めるものとする。ただし、それによりがたいときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、丙に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が丙を適切に介護ができるようボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 丙が利用期間内に要した経費については、原則として協力を要請した甲の負担とする。ただし、甲が負担する経費の価格については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(受入可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、必要物資の調達等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、有効期間の満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月10日

伊勢市岩渕1丁目7番29号

甲 伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

名古屋市中区千代田二丁目16番28号

グラシア2号館4階

乙 株式会社ジェネラス

代表取締役社長 小山 樹